

# 株式会社東陽テクニカ

## 第73期 定時株主総会 招集ご通知

“はかる”技術で未来を創る  
**東陽テクニカ**

### 株主総会

#### ／開催日時

2025年12月19日（金曜日）午前10時  
受付開始 午前9時

#### ／開催場所

東京都中央区八重洲一丁目3番7号  
(八重洲ファーストフィナンシャルビル内)

**ベルサール八重洲2階 Room B～C**  
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください)

#### ／決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）制度の導入に関する報酬額等及び内容の決定の件

書面またはインターネットによる議決権行使期限

2025年12月18日（木曜日）午後5時30分まで

（詳細は3～4ページをご参照ください）

証券コード 8151



# 招集ご通知

2025年12月4日  
(電子提供措置の開始日 2025年11月27日)

## 株主各位

東京都中央区八重洲一丁目1番6号

株式会社東陽テクニカ

代表取締役 社長執行役員 高野 俊也

## 第73期 定時株主総会招集ご通知

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第73期定時株主総会を以下のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.toyo.co.jp/ir/library/meeting/>



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、当社名「東陽テクニカ」または当社証券コード「8151」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって事前に議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご確認の上、2025年12月18日（木曜日）午後5時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

日 時 2025年12月19日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号（八重洲ファーストフィナンシャルビル内）  
**ベルサール八重洲2階 Room B～C**  
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください)

**株主総会の  
目的事項** 報告事項 1. 第73期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第73期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件

**決議事項** 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役5名選任の件  
第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）制度の導入に関する報酬額等及び内容の決定の件

以 上

◆ 招集通知及び株主総会参考書類に関する事項

- (1) 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、従前どおり株主総会資料を書面でお届けしています。ただし、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」  
② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」  
③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- (2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。  
議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2025年12月19日（金曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）



### 書面（郵送）により議決権行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2025年12月18日（木曜日）  
午後5時30分到着分まで



### インターネットにより議決権行使する方法

次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年12月18日（木曜日）  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
○○○○○○○○ 御中  
株主総会日 議決権の数 XX個  
×××年××月××日

基準日現在のご所有株式数 XX株  
議決権の数 XX個

1.	_____
2.	_____
3.	_____
4.	_____

QRコード ログイン用QRコード  
見本 XXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
パスワード XXXXX  
○○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2、4号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

#### 第3号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

#### <招集にあたっての決定事項>

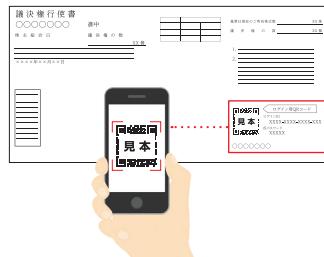
- (1) 書面（郵送）及びインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い  
書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い  
インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (3) 書面（郵送）による議決権行使の議案に対する賛否の表示がない場合の取り扱い  
書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力するこ  
となく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



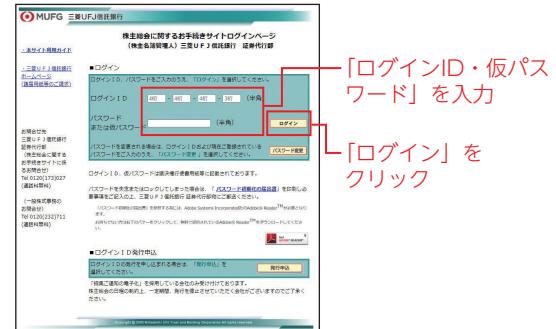
インターネットによる議決権行使  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」  
を入力しクリックしてください。



- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

**三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク**  
**0120-173-027**  
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

株主の皆様への利益還元を重要な経営政策と考えており、配当方針はDOE（自己資本配当率）5%以上とし、安定的かつ継続的な増配を目指してまいります。

この方針に基づき、当期の剰余金処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

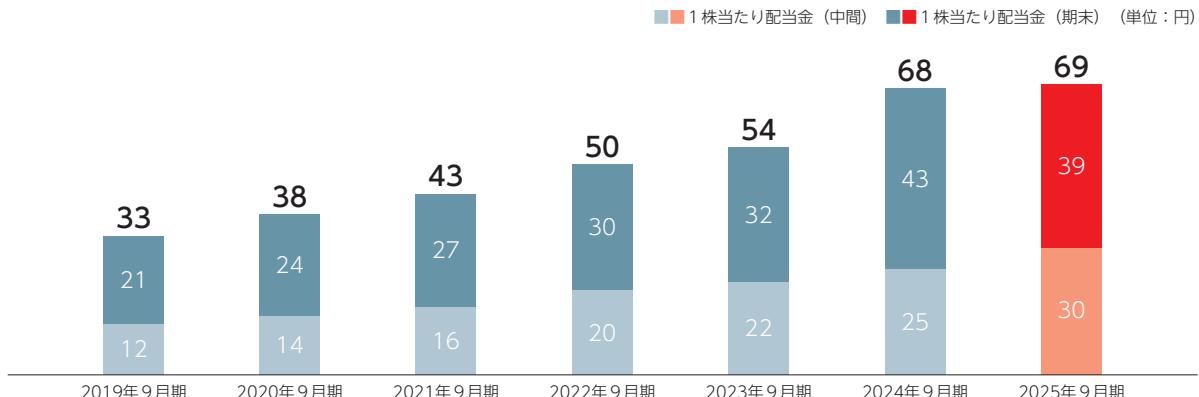
### 期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金銭
2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 金39円 配当総額 840,365,721円
3 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年12月22日

(注) 当期の配当金について

本議案が承認されると、年間配当金は先に実施しました中間配当金30円を含め、1株につき69円となります。

### ご参考 1株当たり配当金の推移



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は2025年10月1日付で、取締役の役位変更及び執行役員の任命を実施し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を図りました。これにより、責任と権限の明確化、コーポレート・ガバナンスの強化、及び専門性と効率性の高い業務執行体制の構築を進めております。このような体制変更を踏まえ、取締役は萎縮することなく職務執行を行い、積極的に事業成長を推進することができ、かつ広く人材を確保できるようする観点から、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、及び社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を定款第31条として新設するものであります。なお、定款第31条の新設に関しては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 監査役に関しましても、取締役の職務執行の監査を行う人材を広く確保する観点から、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を定款第40条として新設するものであります。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

### 2. 提案の内容

提案の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第30条 (条文省略) (新設)	第1条～第30条 (現行どおり) <u>第31条</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> 2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第32条～第39条 (現行どおり)
第31条～第38条 (条文省略)	

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>第40条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p><u>2.</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<u>第39条～第42条</u> (条文省略)	<u>第41条～第44条</u> (現行どおり)

## 第3号議案 取締役5名選任の件

高野 俊也氏、木内 健雄氏、松井 俊明氏、須加 深雪氏及び依田 智樹氏の取締役5名は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役会は指名・報酬委員会の答申を受けて、当社グループの企業理念を深く理解し、マネジメント能力とリーダーシップに優れ、グローバル経営に必要な資質と幅広い視野及び先見性を持ち、当社グループが社会の一員として持続的に成長していく為の経営意思決定に参画することに強い意欲を有する人材を取締役に指名しております。また社外取締役候補者については、取締役会の意思決定の妥当性や適正性を確保するための客観的な視点に基づく助言に留まらず、当社事業部門の業務執行に対し専門領域等における専門知識をはじめとして、その豊富な経験と知見から、積極的な提言が期待できる人材を指名しております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当	取締役会出席状況
1	こう の 高野 俊也	(男性) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	代表取締役 社長執行役員 CEO 兼 量子コンピューティング・カンパニー 管掌
2	きうち 木内 健雄	(男性) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役 上席執行役員 CTO 兼 ワン・テクノロジーズ・カンパニー、 技術本部 管掌
3	まついい 松井 俊明	(女性) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	取締役 上席執行役員 CFO 兼 情報システム部、経理部、総務部、業務部、 ファシリティエンジニアリング部、監査室 管掌 及び リスク管理担当
4	すか 須加 深雪	(女性) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任 社外</span> <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">独立</span>	社外取締役
5	よだ 依田 智樹	(男性) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任 社外</span> <span style="border: 1px solid green; padding: 2px;">独立</span>	社外取締役

候補者番号

1

こうの  
高野 俊也

(男性)

(1958年12月30日生)

◆ 取締役在任年数

12年

◆ 取締役会出席回数

100% (17回／17回)



**再任**

保有株式数	51,000株
潜在保有株式数	31,500株
合計	82,500株

**/ 略歴**

- 1989年 3月 当社入社  
 2010年10月 当社執行役員 EMCマイクロウェーブ計測部長 兼 東揚精測系統(上海)有限公司董事長 兼 総經理  
 2013年12月 当社取締役 EMCマイクロウェーブ計測部長 兼 東揚精測系統(上海)有限公司董事長 兼 総經理  
 2015年 8月 当社取締役 分析システム営業部、営業第1部、EMCマイクロウェーブ計測部、メディカルシステム営業部 管掌 兼 東揚精測系統(上海)有限公司董事長  
 2017年12月 当社常務取締役 海外ビジネス推進部、EMCマイクロウェーブ計測部、マーケティング部、ワン・テクノロジーズ・カンパニー 管掌 兼 東揚精測系統(上海)有限公司董事長  
 2019年12月 当社代表取締役専務 海外事業、海外ビジネス推進部、EMCマイクロウェーブ計測部、技術本部、マーケティング部、情報システム室、ワン・テクノロジーズ・カンパニー 管掌  
     兼 東揚精測系統(上海)有限公司董事長  
 2020年12月 当社代表取締役社長 CEO 兼 経営企画部 管掌  
 2023年12月 当社代表取締役社長 CEO 兼 経営企画部、ワン・テクノロジーズ・カンパニー、大阪支店 管掌  
 2024年10月 当社代表取締役社長 CEO 兼 経営企画部、大阪支店 管掌  
 2025年 8月 当社代表取締役社長 CEO 兼 経営企画部、量子コンピューティング・カンパニー、大阪支店 管掌  
 2025年10月 **当社代表取締役 社長執行役員 CEO 兼 量子コンピューティング・カンパニー 管掌 (現任)**

**/ 当社における地位・担当**

**代表取締役 社長執行役員 CEO 兼 量子コンピューティング・カンパニー 管掌**

**取締役候補者とした理由**

高野俊也氏は、入社以来、営業分野で様々な業務を経験し、2010年には当社初の海外拠点となる東揚精測系統(上海)有限公司を設立し、当社ビジネスのグローバル化の礎を築きました。2013年の取締役就任以降は、営業分野における豊富な業務経験と知見により、当社の業績・営業力の向上・海外事業の推進等に貢献してきました。2020年の代表取締役社長就任後は、強力なリーダーシップ・高い企業経営能力を発揮しており、引き続き当社の企業価値向上への貢献が期待できることから選任をお願いするものです。

候補者番号

2

き う ち  
木内 健雄

た け お

(男性)

♦ 取締役在任年数

2年

(1956年11月23日生)

♦ 取締役会出席回数

100%

(17回／17回)



再任

保有株式数	34,123株
潜在保有株式数	12,000株
合計	46,123株

## / 略歴

- 1981年 4月 株式会社本田技研工業入社
- 1999年10月 同社基礎技術研究センターDepGM
- 2001年12月 同社樹木研究所レース開発部門DepGM
- 2005年 4月 同社樹木研究所上席研究員
- 2017年 1月 当社入社 技術研究所所長
- 2019年10月 当社技術本部長 CTO
- 2020年10月 当社執行役員 CTO 兼 技術本部 管掌 及び 技術本部長
- 2023年12月 当社取締役 CTO 兼 技術本部 管掌 及び 技術本部長
- 2024年10月 当社取締役 CTO 兼 ワン・テクノロジーズ・カンパニー、技術本部 管掌 及び 技術本部長
- 2025年10月 当社取締役 上席執行役員 CTO 兼 ワン・テクノロジーズ・カンパニー、技術本部 管掌 (現任)

## / 当社における地位・担当

取締役 上席執行役員 CTO 兼 ワン・テクノロジーズ・カンパニー、技術本部 管掌

## 取締役候補者とした理由

木内健雄氏は、株式会社本田技研工業にて四輪レース世界最高峰に位置するフォーミュラ・ワン(F1)をはじめとし、ハイブリッド・燃料電池・EVなどの電動車両の研究開発分野における多様な業務経験を有しております。2017年の当社入社以降、その豊富な知見を活かし、2020年から技術本部を担当する執行役員として当社の技術力向上に貢献しております。これまでの経験を活かし、引き続き取締役として当社の企業価値向上への貢献が期待できることから選任をお願いするものです。

候補者番号

3

まつ  
い  
松井

とし  
あき  
俊明

(男性)

(1962年12月25日生)

◆ 取締役在任年数

◆ 取締役会出席回数

2年

100% (17回／17回)



**再任**

保有株式数	12,900株
潜在保有株式数	0株
合計	12,900株

**/ 略歴**

1987年 4月	三菱商事株式会社入社
2009年 6月	株式会社メタルワンコーポレート経理部長
2012年 6月	三菱商事フィナンシャルサービス株式会社取締役副社長執行役員 兼 経営企画室長
2014年 3月	三菱商事株式会社エネルギー事業グループ管理部長
2017年 5月	三菱商事テクノス株式会社取締役常務執行役員（コーポレート担当） 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー
2019年 5月	株式会社レンタルのニッケン取締役常務執行役員 兼 管理本部長
2022年10月	当社入社 執行役員 経理部 管掌
2023年12月	当社取締役 CFO 兼 情報システム部、経理部、人財総務部、業務部 管掌 及び リスク管理担当
2024年10月	当社取締役 CFO 兼 情報システム部、経理部、人事部、総務部、業務部 管掌 及び リスク管理担当
<b>2025年10月</b>	<b>当社取締役 上席執行役員 CFO 兼 情報システム部、経理部、総務部、業務部、ファシリティエンジニアリング部、監査室 管掌 及び リスク管理担当（現任）</b>

**/ 当社における地位・担当**

**取締役 上席執行役員 CFO 兼 情報システム部、経理部、総務部、業務部、ファシリティエンジニアリング部、監査室 管掌 及び リスク管理担当**

**取締役候補者とした理由**

松井俊明氏は、経営企画部門及び管理部門での豊富な経験に基づく知見を有し、2022年より当社執行役員として経理部門を担当、2023年12月からはコーポレート各部門を管掌し当社経営に貢献してきました。引き続き、これまでの経験と知見を活かし、取締役として当社の企業価値向上への貢献が期待できることから選任をお願いするものです。

候補者番号

4

すか  
須加 みゆき  
深雪

(女性)

(1961年5月24日生)

♦ 社外取締役在任年数

♦ 取締役会出席回数

4年

100% (17回／17回)



再任

社外

独立

保有株式数

1,000株

## 略歴

- 1984年4月 オリエント・リース株式会社（現オリックス株式会社）入社
- 1997年11月 オリックス株式会社船橋支店長
- 2012年7月 オリックス銀行株式会社営業推進部長
- 2020年4月 株式会社日立ソリューションズ入社 ダイバーシティ推進センタ部長代理
- 2021年10月 同社ダイバーシティ推進センタ長
- 2021年12月 当社社外取締役（現任）**
- 2024年3月 株式会社日立ソリューションズ退職

## 当社における地位・担当

## 社外取締役

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

須加深雪氏は、営業分野やダイバーシティにおける豊富な経験と幅広い見識を有し、社外取締役として既に4年間当社経営に携わっております。引き続き当社の経営全般及びダイバーシティの推進等に適切なご意見やご指導を期待できること、並びに客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について取締役会の意思決定に適切な指導を期待できることから、他社経営への関与はありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

よだ  
依田

ともき  
智樹

(男性)

(1959年1月4日生)

◆ 社外取締役在任年数

2年

◆ 取締役会出席回数

100% (17回／17回)



### 略歴

- 1981年 4月 三菱商事株式会社入社
- 2014年10月 三菱商事機械グループCEO オフィス室長
- 2018年 4月 三菱商事テクノス株式会社代表取締役社長執行役員
- 2019年 6月 日本工作機械販売協会会長
- 2022年 6月 日本工作機械販売協会会長退任
- 三菱商事テクノス株式会社特別顧問
- 2023年 3月 三菱商事テクノス株式会社特別顧問退任
- 2023年12月 当社社外取締役（現任）**

### 当社における地位・担当

#### 社外取締役

再任

社外

独立

保有株式数 1,000株

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

依田智樹氏は、三菱商事テクノス株式会社にて代表取締役社長を務め、グローバルな事業経営の経験と幅広い知見を有しており、社外取締役として既に2年間当社経営に携わっております。引き続き、当社の経営全般及び営業活動に対する適切なご意見・ご指導、並びに客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について取締役会の意思決定に適切な指導を期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2. 須加深雪氏、依田智樹氏は、社外取締役候補者です。
- 3. 当社は、須加深雪氏、依田智樹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。
- 4. 本議案が承認されると、当社の取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。
- 5. 潜在保有株式数とは、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の未行使分相当数です。
- 6. 須加深雪氏、依田智樹氏が取締役に選任された場合、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は両氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。

#### 7. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び連結子会社並びに持分法適用の関連会社の役員等を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年4月に同内容で更新する予定です。

本議案において各氏の選任が承認可決され就任された場合には、各候補者は被保険者となります。

##### ① 債務の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について債務するものです。

##### ② 保険料

保険料は全額当社負担としております。

## <取締役の選任（指名）方針>

当社グループの企業理念を深く理解し、マネジメント能力とリーダーシップに優れ、グローバル経営に必要な資質と幅広い視野及び先見性を持ち、当社グループが社会の一員として持続的に成長していくための経営意思決定に参画することに強い意欲を有する人材を取締役に指名します。

社外取締役候補者については、取締役会の意思決定の妥当性や適正性を確保するための客観的な視点に基づく助言に留まらず、当社事業部門の業務執行に対し専門領域等における専門知識をはじめとして、その豊富な経験と知見から、積極的な提言が期待できる人材を指名します。

さらに、業務執行の監督機能を強化するため、以下の事項を満たす人材を独立社外取締役に指名します。

- ・取締役会の重要な意思決定を通じて経営を監督する
- ・会社と経営陣及び支配株主等との間の利益相反を監督する
- ・少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取り締役会に適切に反映させる
- ・経営陣から独立した客観的な立場から経営陣を監督する
- ・一般株主と利益相反を生じるおそれがない

## <取締役の選任（指名）手続>

取締役候補者の指名手続については、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて取締役会で決議し、株主総会に付議します。

## <独立性判断基準>

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立役員の候補者を選定しています。

## ◆ 株主総会参考書類

(ご参考)

第3号議案が承認可決されたのちの取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりです。

### 当社の取締役会のスキルマトリックス

当社の中長期的な経営の方向性や事業戦略に照らし、中期経営計画の実現に向け、当社の取締役会が意思決定機能及び監督機能を適切に発揮するために、当社役員が有する専門性・経験は以下のとおりです。

	氏名	企業経営	サイエンス&テクノロジー	営業・マーケティング	グローバルビジネス	財務・会計	人的資本経営	法務・リスクマネジメント
社内取締役	高野 俊也	●	●	●	●		●	
	小野寺 充		●	●	●		●	
	今泉 良通	●	●	●	●			
	木内 健雄		●		●		●	
社外取締役	松井 俊明	●			●	●	●	●
	西 勝也	●			●	●	●	●
	須加 深雪			●	●	●	●	●
	依田 智樹	●		●	●		●	●
社外監査役	濵谷 信	●				●	●	●
	森川 紀代		●					●
	堀之北重久					●		●
	藤原久美子					●		●

## 第4号議案

# 取締役に対する業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）制度の導入に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社の取締役の報酬については、2019年12月19日開催の第67期定時株主総会において、金銭報酬の額を年額350百万円以内（うち、社外取締役分を25百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く）とご承認をいただいており、また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年12月23日開催の第69期定時株主総会において取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入し、2024年12月20日開催の第72期定時株主総会において、その上限額を年額200百万円以内（うち、社外取締役分を20百万円）、株式数の上限を年10万株以内（うち、社外取締役分を年1万株以内）と、ご承認をいただいております。

今般、当社は、持続的な企業価値向上のため、株主価値の共有に加え、サステナビリティ経営へのコミットメントをより強く意識できるよう、環境・社会・企業統治に関する指標（以下、「非財務指標」という。）と取締役の報酬の連動性を高めるため、取締役の報酬制度の一部を改定することいたしました。

具体的には、当社取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に対して、持続的な成長、重要な社会問題の解決に向けた取り組みの促進を目的に、非財務指標の目標達成状況等に応じて支給率を変動させる事後交付型の業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）（以下、「本制度」という。）として付与する制度を新たに導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。

対象取締役における本制度の報酬割合は、変動報酬の10%を目安として設計しており、既存の譲渡制限付株式報酬制度における毎年の付与株式数の26%相当分を本制度に振り替えるものです。

これにより、当社は短期的な業績成果のみならず、持続的な成長や社会的価値創出に向けた成果を報酬に反映する仕組みを構築するものです。

この報酬制度の改定は、新たに報酬枠を大きく追加するものではなく、既存の株式報酬制度の一部を、非財務指標へのコミットメントを強化する方向に再構築するものです。

## ＜本制度の概要＞

本制度は、原則として中期経営計画に沿った連続する3事業年度を通じた企業価値向上に対するインセンティブとする目的として、当社普通株式（以下、「当社株式」という。）の交付を行う事後交付型の業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）制度です。

当社株式の交付は、原則として業績評価期間終了後に、対象取締役に対して金銭報酬債権を支給することとし、既存の譲渡制限付株式報酬制度と同様に、当社による株式の発行または自己株式の処分に際して、その金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付することになります。

本制度の対象となる初回の業績評価期間は2025年10月1日から2027年9月30日までの2事業年度です。次回以降は、本議案で承認を受けた範囲内で、連続する3事業年度を業績評価期間とする本制度の実施を予定しています。

### (1) 本制度に係る報酬の上限額及び株式総数の上限

本制度では、各対象取締役の役位に応じてユニット（以下、「基準株式ユニット」という。）の数（1ユニット＝当社株式1株）に、業績評価指標の目標達成状況等に応じた支給率を乗じて、各対象取締役に交付する当社株式の数を決定します。

基準株式ユニットの数は、既存の譲渡制限付株式報酬制度の各役位の付与株式数の26%相当分を3事業年度分積み上げたものとします。

当該金銭報酬債権の総額は、確定株式ユニット数に、業績評価期間終了後における本制度に基づく当社株式の割当に関する株式発行または自己株式の処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値（当該日に終値が公表されない場合には終値の取得できる直近の日まで遡って算定します。以下、「交付時株価」という。）を乗じた金額とします。対象取締役に交付する当社株式の数（以下、「交付上限株式数」）は3事業年度の合計で60,000株以内（1事業年度当たり20,000株以内）（注）、対象取締役に支給する1年当たりの金銭報酬債権総額の上限は3事業年度の合計で120百万円以内（1事業年度当たり40百万円以内）とします。

（注）

確定株式ユニット数の合計及び交付上限株式数は、本議案が承認可決した日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他当社株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

## (2) 交付する当社株式の数及び支給する金銭報酬債権の額の算定方法

計算式は以下のとおりです。

### (A) 各対象取締役に交付する当社株式の数

基準株式ユニット数×支給率

#### (支給率)

当社取締役会にて非財務指標の項目及び目標値を設定し、各項目の目標達成状況等に応じて支給率は変動し、60%から140%の範囲内で決定されます。

初回の対象となる指標は以下を予定しております。

2回目以降の非財務指標については、取締役会において決定いたします。

指標
(1)GHG排出量削減率達成
(2)CDP「気候変動」スコア向上
(3)脱炭素社会実現に貢献するソリューションの売上増加
(4)女性管理職比率向上
(5)健康経営優良法人認定取得

### (B) 各対象取締役に支給する金銭報酬債権の額

上記(A)の当社株式の数×交付時株価

### (3) 退任等の場合の取り扱い

業績評価期間中に任期満了等の正当な事由で退任した対象取締役に対しては、業績評価期間における当社の取締役としての在任期間等に応じて合理的に算定された当社株式を交付するものとします。なお、株式の交付に際しては、(6)記載の譲渡制限契約を締結するものとします。

また、業績評価期間中に対象取締役が死亡により退任した場合、金銭報酬債権について現物出資せることなく、当該対象取締役の承継者となる相続人に対して、当該対象取締役について合理的に算定される金銭報酬債権の総額を基準に、当該対象取締役の在任期間等を勘案して合理的に算定される額の金銭を支給します。なお、当該相続人に対しては、当社株式の交付は行わないものとします。

任期満了、死亡その他正当な理由があると取締役会が判断する場合を除き、対象取締役が退任した場合には、対象取締役は本制度にかかる権利を喪失します。

### (4) 組織再編等における取り扱い

業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、金銭報酬債権について現物出資せることなく、当該対象取締役について合理的に算定される金銭報酬債権の総額を基準に当該組織再編等の効力発生日までの期間等を勘案して合理的に算定される額の金銭を支給することができるものとします。

### (5) 本制度における当社株式の交付の条件

- ① 業績判定期間において当社の取締役の地位にあったこと
- ② 当社取締役会にて定める一定の非違行為、その他当社取締役会が本制度に基づく権利の没収を相当と定める事由がなかったこと
- ③ その他業績連動型株式報酬としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

## (6)本制度により交付された株式に係る譲渡制限契約の内容

本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

### (ア) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により付与を受けた日から当社の取締役を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により付与を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。ただし、当該退任した日が、本割当株式の割当を受けることとなった日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について合理的な範囲で調整することができる。

### (イ) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役の退任が、任期満了、職務を継続しがたい疾病、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由による退任であることを条件として、本割当株式の全部（ただし、下記(ウ)により本割当株式の一部を当社が無償取得する場合にはその無償取得後の残部）について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

### (ウ) 本割当株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(イ)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。また、譲渡制限期間の間に、禁固以上の刑に処せられた場合、当社の事業と競業する業務に従事した場合、法令・当社の内部規程に重要な点で違反した場合等一定の非違行為があった場合その他当社の取締役会で定める事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部又は一部を無償で取得する。

### (エ) 組織再編等における取扱い

上記(ア)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合等においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

なお、本総会の第3号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されると、本議案の対象となる対象取締役は5名となります。

本議案の内容は、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会から適切である旨の答申を受けております。

## ご参考 当社の役員報酬制度の概要

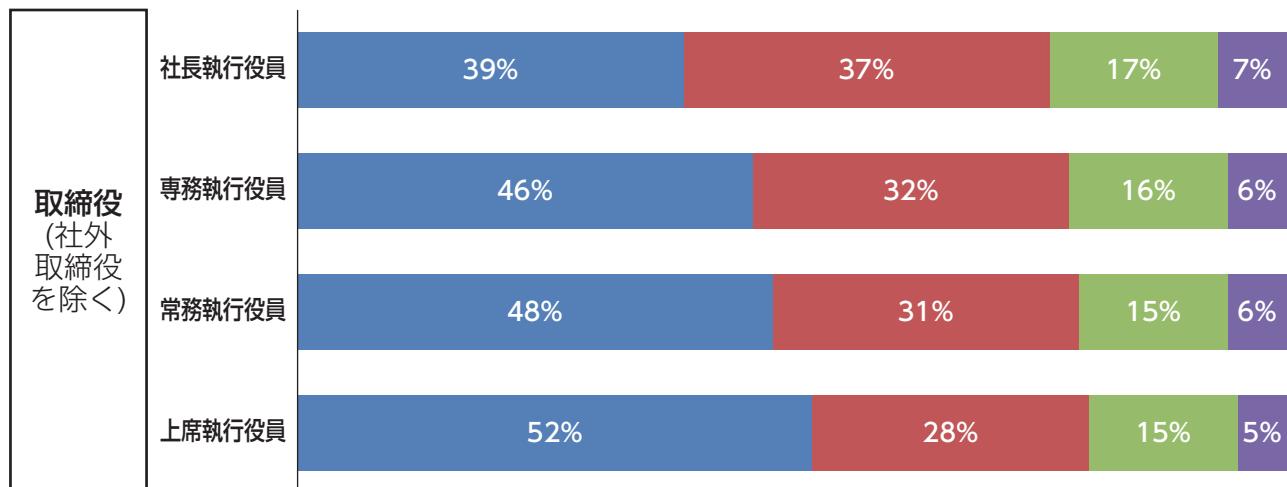
本議案が原案どおり承認可決された場合の当社の役員報酬制度の概要は以下のとおりです。

### 【役員報酬体系（●は、それぞれの報酬等の支給対象者を示す。）】

報酬等の種類		支給対象			
		取締役（社外取締役除く）	社外取締役	監査役	社外監査役
固定	月例報酬	●	●	●	●
変動	役員賞与	●	-	-	-
	譲渡制限付株式報酬	●	●	-	-
	業績連動型株式報酬	●	-	-	-

### 【報酬毎の概要及び報酬構成比率】

■ 月例報酬 ■ 役員賞与 ■ 譲渡制限付株式報酬 ■ 業績連動型株式報酬



以上



# 事業報告 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社では当連結会計年度より2027年9月期を最終年度とする新たな中期経営計画“TY2027”にて、経営指標である売上高450億円、営業利益45億円、ROE11%の実現に向けて成長戦略を推進しております。

当連結会計年度においては、売上面では予定していた国内外の大型案件のうち、顧客都合により複数の売上計上が期ずれし、特に先進モビリティ事業が大きく減少しました。また、期初の受注残高が少なかった脱炭素／エネルギー事業も減少しました。一方、情報通信／情報セキュリティ事業、海洋／防衛事業は堅調な需要に支えられ増加しました。これらの結果、連結売上高は325億5千9百万円（前連結会計年度比7.1%減）となりました。この内、国内売上高は308億8千6百万円（前連結会計年度比2.4%減）、米国や中国向けを中心とした海外売上高は16億7千2百万円（前連結会計年度比50.5%減）でした。なお、遅延した案件は来期以降の収益増加に貢献する見込みです。

利益面におきましては、売上総利益率は前連結会計年度より上昇したものの、減収の影響が大きく、加えて研究開発費、人件費の増加などもあり、営業利益は19億1千4百万円（前連結会計年度比43.1%減）となりました。為替差益などの営業外収益により経常利益は19億8千5百万円（前連結会計年度比41.2%減）、事業会社ごとの利益構成の変化によって連結実効税率が法定実効税率より高くなったことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は11億9千5百万円（前連結会計年度比52.6%減）となりました。

受注高については、複数の大型案件を受注した海洋／防衛事業が大きく伸長したのをはじめ、ほぼすべての事業において増加したことにより、過去最高となる401億5千1百万円（前連結会計年度比19.4%増）となりました。受注残高は受注の増加や案件の長期化により、前連結会計年度を大きく上回る246億2千5百万円（前連結会計年度比44.6%増）となりました。

なお、当社グループは経営管理区分および社内組織の見直しを行ったことに伴い、当連結会計年度より「機械制御／振動騒音」を「先進モビリティ」に、「物性／エネルギー」を「脱炭素／エネルギー」に、「海洋／特機」を「海洋／防衛」に、「ライフサイエンス」を「その他」に名称変更しました。また、モビリティ分野の製品ラインを「脱炭素／エネルギー」から、事業領域が近く、シナジーが見込まれる「先進モビリティ」に移管しました。さらに、マテリアルサイエンス（材料評価）分野の製品ラインを「脱炭素／エネルギー」から「その他」に移管しました。以下の前連結会計年度比については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメントに組み替えた数値で比較しております。

事業セグメントごとの業績は、次のとおりです。

売上高	前連結会計年度比	7.1 %減	▼
325億59百万円			
経常利益	前連結会計年度比	41.2 %減	▼
19億85百万円			
営業利益	前連結会計年度比	43.1 %減	▼
19億14百万円			
親会社株主に帰属する 当期純利益	前連結会計年度比	52.6 %減	▼
11億95百万円			

## | セグメント業績

### 先進モビリティ

売上高 **75億 9千 5百万円** (前期比 22.7%減 ▲)

セグメント利益 **7億 7百万円** (前期比 65.9%減 ▲)

先進モビリティ事業におきましては、AD（自動運転）/ADAS（先進運転支援システム）開発向け評価システムの海外大型案件やeモビリティ分野における国内の大型案件の売上計上が、顧客の建屋建設や設備工事の遅れにより来期以降となったことで売上高が減少しました。一方で、国内の振動騒音計測関連は好調に推移しました。

この結果、売上高は75億9千5百万円（前連結会計年度比22.7%減）、セグメント利益は7億7百万円（前連結会計年度比65.9%減）となりました。



### 脱炭素／エネルギー

売上高 **58億 4千 1百万円** (前期比 11.3%減 ▲)

セグメント利益 **9億 4千 3百万円** (前期比 40.8%減 ▲)

脱炭素／エネルギー事業におきましては、電気化学測定システムや低温測定・磁気測定分野は期初計画を上回って推移しましたが、全体としては期初の受注残高が少なかったことで、売上高を大きく伸ばした前連結会計年度に比べ減少しました。売上高の減少に加え、水素関連事業の製造子会社であるエル・テール社の生産能力増強などで販管費が増加し、セグメント利益も減少しました。

この結果、売上高は58億4千1百万円（前連結会計年度比11.3%減）、セグメント利益は9億4千3百万円（前連結会計年度比40.8%減）となりました。





## 情報通信／情報セキュリティ

売上高

81億 2千万円 (前期比 8.5%増 ↗)

セグメント利益

6億 8千 6百万円 (前期比 76.8%増 ↗)

情報通信／情報セキュリティ事業におきましては、情報通信分野では主力の大手通信事業者向けネットワーク性能試験製品が計画を上回って推移したほか、脆弱性スキャナや自社開発の大容量パケットキャプチャなどが前期に比べ伸長しました。サイバーセキュリティ分野では、サービスプロバイダー案件が堅調に推移したほか、官公庁向け大型案件の計上があり、売上を押し上げました。

この結果、売上高は81億2千万円（前連結会計年度比8.5%増）、セグメント利益は6億8千6百万円（前連結会計年度比76.8%増）となりました。



## EMC／大型アンテナ

売上高

44億 2千 7百万円 (前期比 5.4%減 ↘)

セグメント利益

1億 6千 8百万円 (前期比 28.9%減 ↘)

EMC／大型アンテナ事業におきましては、期初の受注残高減少や、顧客の電波無響室工事の遅れによる期ずれなどで売上高が減少しましたが、期末の受注残高は増加しており来期は挽回を見込んでいます。また、売上高の減少や新製品開発費の計上によりセグメント利益も減少となりました。

この結果、売上高は44億2千7百万円（前連結会計年度比5.4%減）、セグメント利益は1億6千8百万円（前連結会計年度比28.9%減）となりました。





## 海洋／防衛

売上高

27億 6百万円 (前期比 19.7%増

セグメント利益

2億 5千 1百万円 (前期比 45.4%減

海洋／防衛事業におきましては、防衛装備品の需要が堅調に推移したほか、来期計上予定だった大型案件を早期に納品できたこともあり売上高は増加しました。しかしながら、受注した大型案件に係る一過性コストの計上がりセグメント利益は減少しました。

この結果、売上高は27億6百万円（前連結会計年度比19.7%増）、セグメント利益は2億5千1百万円（前連結会計年度比45.4%減）となりました。



## ソフトウェア開発支援

売上高

23億 8千 2百万円 (前期比 11.9%増

セグメント利益

3億 4千 9百万円 (前期比 13.9%減

ソフトウェア開発支援事業におきましては、ゲーム関連企業向けや車載関連企業向けが堅調に推移し、売上高は増加しました。一方、英国ボンド高の影響による仕入れコスト増や新規事業拡大のための増員による販管費増などにより、セグメント利益は減少しました。

この結果、売上高は23億8千2百万円（前連結会計年度比11.9%増）、セグメント利益は3億4千9百万円（前連結会計年度比13.9%減）となりました。



## その他

売上高 14億 8千 3百万円 (前期比 28.6%減 ▼)  
セグメント利益 2千 9百万円 (前期比 74.2%減 ▼)

その他事業におきましては、ライフサイエンス分野では子会社のレキシー社が堅調に推移したものの、マテリアルサイエンス分野で電子顕微鏡の大型案件を複数計上した前連結会計年度に比べ売上高は減少しました。また、売上高の減少やライフサイエンス分野の長期在庫の評価損計上などにより、セグメント利益も減少しました。

この結果、売上高は14億8千3百万円（前連結会計年度比28.6%減）、セグメント利益は2千9百万円（前連結会計年度比74.2%減）となりました。



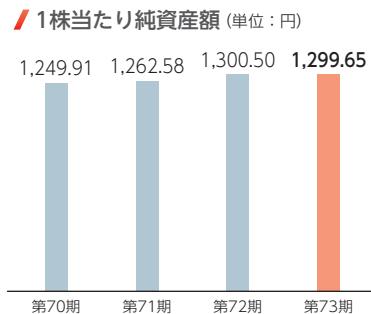
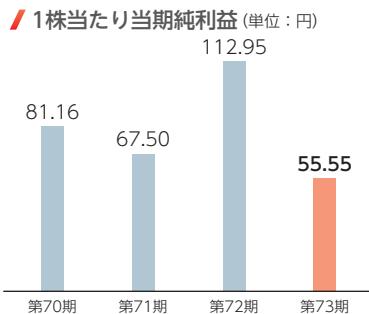
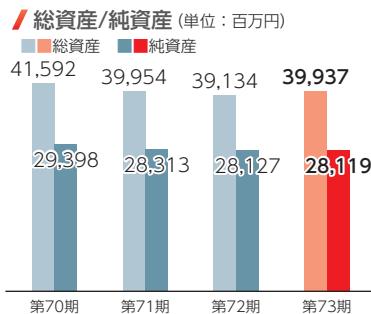
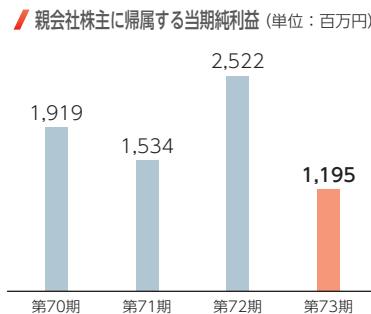
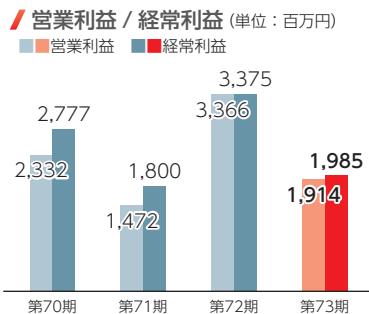
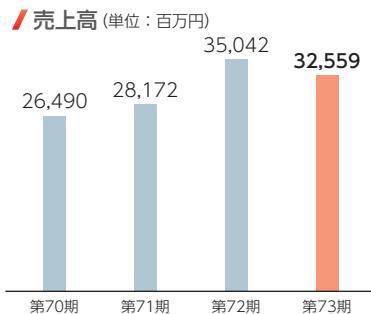
### ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、宣伝用機器、開発支援用測定機器、ソフトウェア等の購入及びソフトウェア開発を中心に、総額8億円の投資を行いました。

### ③ 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく資金調達枠の総額は114億1千3百万円です。

## (2) 財産及び損益の状況の推移



区分	第70期 (2022年9月期)	第71期 (2023年9月期)	第72期 (2024年9月期)	第73期 (当連結会計年度) (2025年9月期)
売 上 高 (百万円)	26,490	28,172	35,042	32,559
営 業 利 益 (百万円)	2,332	1,472	3,366	1,914
経 常 利 益 (百万円)	2,777	1,800	3,375	1,985
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,919	1,534	2,522	1,195
1株当たり当期純利益 (円)	81.16	67.50	112.95	55.55
総 資 産 (百万円)	41,592	39,954	39,134	39,937
純 資 産 (百万円)	29,398	28,313	28,127	28,119
1株当たり純資産額 (円)	1,249.91	1,262.58	1,300.50	1,299.65

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数により算出しております。

なお、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

当社には親会社はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率			主要な事業内容
		直 接	間 接	合 計	
株式会社レキシー	10百万円	100.0%	—	100.0%	医療分野のソフトウェア及びハードウェア開発
株式会社東陽EMCエンジニアリング	100百万円	100.0%	—	100.0%	EMC測定及び電磁環境測定業務・計測器校正及び技術アドバイス業務・海外認証取得支援サービス業務
株式会社エル・テール	20百万円	100.0%	—	100.0%	流体制御装置製造・制御装置設置工事・電気工事
東揚精測系統（上海）有限公司	4,000千米ドル	100.0%	—	100.0%	各種計測ソリューションの提供
東陽精測國際有限公司	1,000千米ドル	100.0%	—	100.0%	各種計測ソリューションの提供
TOYOTech LLC	4,000千米ドル	100.0%	—	100.0%	各種計測ソリューションの提供
PolyVirtual Corporation	223千米ドル	—	100.0%	100.0%	自社オリジナル製品・ソリューションの開発
北京普利科技有限公司	400千米ドル	—	100.0%	100.0%	自社オリジナル製品・ソリューションの開発
Rototest International AB	500千SEK	100.0%	—	100.0%	ハブ結合式ダイナモメーターの開発・製造
Rototest Europe AB	50千SEK	—	100.0%	100.0%	ハブ結合式ダイナモメーターの販売
AeroGT Labs Corporation	1,092千米ドル	—	55.0%	55.0%	OTA計測ソリューションの販売

## (4) 対処すべき課題

当社グループは“はかる”技術のリーディングカンパニーとして、各産業における技術革新に貢献しています。その事業分野は、先進モビリティ、脱炭素／エネルギー、情報通信／情報セキュリティ、EMC、防衛、ソフトウェア開発など多岐にわたり、クリーンエネルギーや自動運転の開発などトレンド分野への最新計測ソリューションの提供や、独自の計測技術を生かした自社製品開発も推進しています。

そのような中、当社グループを取り巻く環境は、急速な技術革新やグローバル化等による産業構造の変化、為替の乱高下、地球温暖化に伴う自然災害の深刻化、東アジアにおける地政学リスクの高まり、ウクライナや中東情勢の長期化といった不安定な状況が続いており、持続可能な社会の実現への貢献が以前にも増して求められています。

当社グループでは独自のビジネスモデルによる優位性を活かし、対処すべき課題として認識している以下の事業戦略を実行することにより、持続可能な社会の実現と持続的な成長を目指してまいります。

### ① 製品戦略

既存製品の拡販に加え、新たな自社開発製品や新技術分野への投資、事業の拡大や製品開発力・製造力を強化するためのM&Aなどを積極的に実施してまいります。さらに国内外の研究機関・大学・企業と協力してオープンイノベーションを推進することで、付加価値の高い独自の製品・ソリューションを開発し、成長が見込める新事業の確立を目指してまいります。

### ② 市場戦略

各種社会課題の解決に向け、主要産業において官民での取り組みが進められています。自動車業界においても、EV（電気自動車）やPHV（プラグインハイブリッド車）、FCV（燃料電池自動車）などの普及や自動運転の実現に向け、さまざまな性能評価の需要があり、当社グループではあらゆる側面からのニーズに応える先進ソリューションの提供に注力しております。

当期においては、AD（自動運転）/ADAS（先進運転支援システム）開発向けの大型評価システムであるハブダイナモメーターを製造するスウェーデン子会社Rototest International ABの新たな販売拠点をドイツに設置し、欧州市場での販売体制の強化を図りました。そのほか、車載電池の開発に用いられる電池充放電評価装置の販売代理店権を中国全土に拡大し、燃料電池/水電解評価システムの世界的メーカーへのOEM供給も開始しました。今後もこのような社会課題の解決に貢献するソリューションの提供を国内外で積極的に推進してまいります。

### ③ サステナビリティ・マネジメント戦略

持続可能な社会の実現は世界共通の最優先課題であり、企業経営において最も重視すべき事項の一つです。当社は企業理念に基づいて事業活動を推進することがサステナブルな未来創りにつながると確信しています。この考えのもと、サステナビリティへの取り組みとして、「技術革新と産業発展への貢献」「環境保全の推進」「安心・安全で豊かな暮らしの実現」「多彩な人財の育成と活躍」「健全で強固な経営基盤の確立」を5つの優先課題（マテリアリティ）に設定しています。これらの課題に対し、社員一丸となって取り組むとともに、コンプライアンスを徹底し、公正かつ透明性の高い企業経営を通じて社会的責任を果たしてまいります。

当社のサステナビリティの取り組みは、「FTSE Blossom Japan Index」の構成銘柄への選定やCDP「気候変動」でのBスコア獲得など、外部評価機関から高い評価を取得しています。今後も取り組みを一層推進していくことで、さらなる企業価値の向上と持続可能な社会の実現を目指してまいります。

### ④ 人材戦略

当社グループにとって人材こそが最大の財産であり、社員の能力向上が当社グループの成長や業績に直結します。そのため、社員のキャリアアップ支援と評価制度の充実、グローバルに活躍できる人材の育成に投資してまいります。働き方改革も積極的に推進しており、フレックス制度、テレワーク勤務制度と併せてマイスター／シニアマイスター制度（注）などの導入により、社員のモチベーションと生産性の向上、公平で働きやすい勤務体制・職場環境の整備にも取り組んでおります。また、多様性の観点から女性や外国人の活躍推進、障がいを持つ方の職場環境の整備による雇用率向上にも努めています。さらに従業員の心身の健康保持・増進を重要な経営課題と位置づけ、従業員による主体的な健康づくりを支援し、働きやすい環境づくりを目指す健康経営を推進しております。

(注)マイスター／シニアマイスター制度：社員の70歳までの就業を確保し、高年齢者の就労意欲向上と生活の安定を図ることを目的とした制度

## (5) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

- ① 先進モビリティ、脱炭素／エネルギー、情報通信／情報セキュリティ、EMC／大型アンテナ、海洋／防衛、ソフトウェア開発支援など各種計測に関連する製品・ソリューションの国内外への提供、自社オリジナル製品・ソリューションの開発
- ② 上記に付帯関連するサポート・保守・修理・校正

## (6) 主要な事業所、支店、営業所等 (2025年9月30日現在)

当社	本社：東京都中央区 R & Dセンター：東京都江東区 慶應義塾大学理工学部中央試験所・東陽テクニカ産学連携室ナノイメージングセンター：神奈川県横浜市 大阪支店：大阪府大阪市 名古屋支店：愛知県名古屋市 宇都宮営業所：栃木県宇都宮市
株式会社レキシー	本社：東京都中央区
株式会社東陽EMCエンジニアリング	本社：東京都中央区
株式会社エル・テール	本社：兵庫県川西市
東揚精測系統（上海）有限公司	本社：中国 上海市
東陽精測國際有限公司	本社：中国 香港特別行政区
TOYOTech LLC	本社：米国 カリフォルニア州
PolyVirtual Corporation	本社：米国 カリフォルニア州
北京普利科技有限公司	本社：中国 北京市
Rototest International AB	本社：スウェーデン ローンニゲ
Rototest Europe AB	本社：スウェーデン ローンニゲ
AeroGT Labs Corporation	本社：米国 カリフォルニア州

## (7) 使用人の状況 (2025年9月30日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
先進モビリティ	137名	+7名
脱炭素/エネルギー	105	△1
情報通信/情報セキュリティ	97	△17
EMC/大型アンテナ	93	△5
海洋/防衛	32	+2
ソフトウェア開発支援	22	+2
その他	52	△1
全社(共通)	115	+16
合計	653	+3

### ② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	386名	0名	42.9歳	13.2年
女性	138	+2	41.5	12.0
合計または平均	524	+2	42.5	12.9

(注) 上記使用人数には、子会社への出向者3名及び臨時従業員（パートタイマー、嘱託、及び派遣社員）153名は含んでおりません。

## (8) 主要な借入先及び借入額 (2025年9月30日現在)

主要な借入先	借入金残高（千円）
株式会社みずほ銀行	2,700,000

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年9月30日現在)

① 発行可能株式総数	100,000,000株
② 発行済株式の総数	26,085,000株
③ 株主数	11,782名
④ 大株主	

株主名	当社への出資状況	
	持株数	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,381,500	15.69
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,441,600	11.33
NOMURA CUSTODY NOMINEES LIMITED ONNIBUS-FULLY PAID (CASH P/B)	1,166,700	5.41
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	1,072,666	4.97
明治安田生命保険相互会社	1,036,100	4.80
東陽テクニカ従業員持株会	1,002,068	4.65
日本生命保険相互会社	343,100	1.59
J P MORGAN CHASE BANK 385781	287,550	1.33
BANK JULIUS BAER AND CO., LTD.	268,530	1.24
丸三証券株式会社	226,800	1.05

(注) 当社は自己株式4,537,161株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く）	36,500	5
社外取締役	3,000	3

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2025年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高野俊也	CEO 兼 経営企画部、量子コンピューティング・カンパニー、大阪支店 管掌
常務取締役	小野寺充	オートモーティブ・ソリューション部、e モビリティ計測部、次世代通信 計測部、ソフトウェア・ソリューション部、名古屋支店 管掌
取締役	今泉良通	脱炭素・エネルギー計測部、EMCマイクロウェーブ計測部、海洋計測 部、宇都宮営業所 管掌
取締役	木内健雄	CTO 兼 ワン・テクノロジーズ・カンパニー、技術本部 管掌 及び 技術本 部長
取締役	松井俊明	CFO 兼 情報システム部、経理部、人事部、総務部、業務部 管掌 及び リ スク管理担当
取締役	西勝也	
取締役	須加深雪	
取締役	依田智樹	
常勤監査役	瀧谷信	
監査役	森川紀代 (戸籍上の氏名: 五十嵐紀代)	森川法律事務所代表 株式会社サンリオ 社外取締役 (監査等委員)
監査役	堀之北重久	公認会計士堀之北重久事務所所長 株式会社しまむら 社外監査役 三洋工業株式会社 社外取締役 (監査等委員)
監査役	藤原久美子	藤原公認会計士事務所代表 フィーチャ株式会社 社外監査役 and factory株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 西勝也、須加深雪及び依田智樹の3氏は、社外取締役です。  
 2. 常勤監査役 瀧谷信、監査役 森川紀代、堀之北重久及び藤原久美子は、社外監査役です。  
 3. 当社は、取締役 西勝也、須加深雪及び依田智樹、常勤監査役 瀧谷信、監査役 森川紀代、堀之北重久及び藤原久美子の7氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 監査役 堀之北重久、藤原久美子の両氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。  
 5. 監査役 森川紀代、堀之北重久及び藤原久美子の3氏が兼職している他の法人等と当社の間には、特別な関係はありません。  
 6. 役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び連結子会社並びに持分法適用の関連会社の役員等を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

次回更新時の2026年4月には同内容での更新を予定しております。

 事業報告

## 7. 当事業年度中に退任した監査役

氏名	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況	退任日	退任理由
松尾 弘信	常勤監査役	2024年12月20日	任期満了による退任

## ② 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	積立型 退任時報酬	業績連動報酬 (賞与)	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	273 (28)	153 (24)	0 (一)	63 (一)	55 (4)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	31 (28)	31 (28)	—	—	—	5 (4)

- (注) 1. 報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数には、当期中に退任した監査役1名に係る報酬等を含んでおります。
2. 取締役の報酬額は、2019年12月19日開催の第67期定時株主総会において、年額350百万円以内（うち、社外取締役分は25百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない。）と決議いただいております。当該定期株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役2名）です。また、2024年12月20日開催の第72期定時株主総会において、上記とは別枠として、譲渡制限付株式に関する取締役の報酬額を年額200百万円以内（うち、社外取締役分は20百万円以内）、株式数の上限を年10万株以内（うち、社外取締役分を年1万株以内）と決議いただいております。当該定期株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役3名）です。
3. 監査役の報酬額は、1991年12月19日開催の第39期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該定期株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
4. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結売上高、連結経常利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、持続的な成長を成し遂げるため、当該指標が適切だと判断したためです。業績連動報酬等の額の算定方法は、中期経営計画で定めた各事業年度の連結売上高、連結経常利益の目標値の達成度合いに応じて定める額とします。なお、当事業年度を含む連結売上高、連結経常利益の推移は「1. (2) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。
5. 非金銭報酬は譲渡制限付株式報酬であり、割当ての際の条件等は「[2. (2) ③取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針]」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「[2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況]」に記載しております。
6. 積立型退任時報酬は2024年12月20日をもちまして廃止しております。

### ③ 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。なお、2024年12月20日開催の取締役会において内容を一部改定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

取締役の報酬等の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 中長期における当社の成長と持続的な企業価値及び株主価値向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出す報酬であること。
- (2) 当社の企業理念を実践する優秀な人材を確保・維持するための競争力ある水準であること。
- (3) 株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、合理性、客観性及び透明性を備えた報酬内容及び決定プロセスであること。

#### 2. 役員報酬の構成

業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、中長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬により構成し、業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬にて構成する。

##### (1) 基本報酬の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位に応じて定めるものとし、個々の職責及び実績、会社業績や経済情勢、他社動向、中長期業績や過去の支給実績等を総合的に勘案して、適宜、見直しを図るものとする。

##### (2) 業績連動報酬の決定に関する方針

事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し、各事業年度の経営業績、成長率及び各取締役の貢献度合い等に基づき定める額の金銭を、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。

##### (3) 譲渡制限付株式報酬の決定に関する方針

業務執行取締役に対し、株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、中長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式を付与する。社外取締役に対しては、独立性を確保しながら、株主との価値共有によるガバナンス強化を図るとともに、企業価値の持続的な向上への意識を高めるため、譲渡制限付株式を付与する。譲渡制限付株式の付与数は、職責と経済情勢などを総合的に勘案して役位により決定する。譲渡制限付株式を付与する時期は定期株主総会後の取締役会にて決定する。

### 3. 取締役の報酬構成割合の決定に関する方針

取締役の報酬構成割合については、役位、職責、他社動向等を踏まえて決定する。

### 4. 取締役の個人別報酬額等の決定手続に関する事項

取締役の個人別報酬内容は、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申内容を踏まえ、取締役会において決定する。

#### ④ 社外役員に関する事項

##### 当事業年度における主な活動状況

		活動状況
取締役 西 勝也		当事業年度に開催された17回の取締役会のすべてに出席し、経営企画、財務、経理及び企業経営における長年の経験と幅広い見識をもって意見を述べるなど、業務執行者から独立した客観的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務めております。
取締役 須 加 深 雪		当事業年度に開催された17回の取締役会のすべてに出席し、営業分野やダイバーシティにおける豊富な経験と幅広い見識をもって意見を述べるなど、業務執行者から独立した客観的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務めております。
取締役 依 田 智 樹		当事業年度に開催された17回の取締役会のすべてに出席し、グローバルな事業経営の経験と幅広い見識をもって意見を述べるなど、業務執行者から独立した客観的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務めております。
常勤 監査役 濵 谷 信		2024年12月20日就任以降に開催された13回の取締役会のすべてに出席、10回の監査役会のすべてに出席し、企業経営、企業法務及び監査役としての企業監査等で培った豊富な経験及び実績に基づき様々な着眼点から発言を行っております。
監査役 森 川 紀 代		当事業年度に開催された17回の取締役会のすべてに出席、14回の監査役会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。
監査役 堀之北 重 久		当事業年度に開催された17回の取締役会のすべてに出席、14回の監査役会のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から発言を行っております。
監査役 藤 原 久美子		2024年12月20日就任以降に開催された13回の取締役会のすべてに出席、10回の監査役会のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から発言を行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
 2. 当社の重要な子会社のうち、東揚精測系統（上海）有限公司、Rototest International AB及びRototest Europe ABは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し検討いたしました結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に該当すると判断した場合に、監査役全員の同意によって解任いたします。この場合、解任及びその理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、会計監査人による適正な職務の遂行が困難であると認められる場合は、当該会計監査人を解任または不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案を株主総会に提出する方針です。



# 連結計算書類

**連結貸借対照表** (2025年9月30日現在)

(単位 : 千円)

科 目	金 額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
現金及び預金	3,657,789
受取手形、売掛金及び契約資産	5,401,096
電子記録債権	427,328
有価証券	2,082,301
商品及び製品	3,785,008
前払費用	2,059,602
その他	2,079,242
貸倒引当金	△2,000
<b>固定資産</b>	
<b>有形固定資産</b>	
建物及び構築物	828,485
車両運搬具	1,501
工具、器具及び備品	812,702
土地	4,716,725
建設仮勘定	6,539,403
<b>無形固定資産</b>	
のれん	1,482,923
ソフトウェア	717,802
ソフトウェア仮勘定	98,348
その他	88,082
<b>投資その他の資産</b>	
投資有価証券	2,392,783
退職給付に係る資産	736,629
繰延税金資産	859,356
長期預金	700,157
その他	504,371
貸倒引当金	△32,599
<b>資産合計</b>	<b>39,937,046</b>

科 目	金 額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
支払手形及び買掛金	1,744,170
未払法人税等	580,372
契約負債	3,616,754
短期借入金	2,700,000
賞与引当金	983,290
役員賞与引当金	63,310
その他	1,123,438
<b>固定負債</b>	
退職給付に係る負債	799,848
その他	206,172
<b>負債合計</b>	<b>11,817,357</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	
資本金	4,158,000
資本剰余金	4,616,989
利益剰余金	24,866,224
自己株式	△5,825,821
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>189,261</b>
その他有価証券評価差額金	119,227
繰延ヘッジ損益	41,734
為替換算調整勘定	25,248
退職給付に係る調整累計額	3,050
<b>新株予約権</b>	<b>71,786</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>43,249</b>
<b>純資産合計</b>	<b>28,119,689</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>39,937,046</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	32,559,176
売上原価	18,351,196
売上総利益	14,207,979
販売費及び一般管理費	12,293,335
営業利益	1,914,644
<b>営業外収益</b>	
受取利息	40,055
受取配当金	26,922
投資事業組合運用益	14,446
為替差益	65,673
その他	71,897
	218,995
<b>営業外費用</b>	
支払利息	18,822
自己株式取得費用	16,748
支払補償費	110,000
その他	2,873
	148,444
<b>経常利益</b>	1,985,195
<b>特別利益</b>	
固定資産売却益	19,552
投資有価証券売却益	13,847
	33,400
<b>特別損失</b>	
固定資産処分損	4,532
投資有価証券評価損	57,974
	62,506
<b>税金等調整前当期純利益</b>	1,956,090
法人税、住民税及び事業税	900,585
法人税等調整額	△133,866
	766,719
<b>当期純利益</b>	1,189,370
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△6,224
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	1,195,595

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 計算書類

## 貸借対照表 (2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
現金及び預金	1,216,978
受取手形、売掛金及び契約資産	4,677,595
電子記録債権	420,053
有価証券	2,082,301
商品	3,438,371
前渡金	1,725,201
前払費用	2,045,026
関係会社短期貸付金	148,890
その他	210,279
貸倒引当金	△2,000
<b>固定資産</b>	
<b>有形固定資産</b>	
建物	567,429
構築物	3,227
車両運搬具	1,501
工具、器具及び備品	652,792
土地	4,663,725
建設仮勘定	6,538,148
<b>無形固定資産</b>	
ソフトウェア	693,031
ソフトウェア仮勘定	69,567
その他	32,120
<b>投資その他の資産</b>	
投資有価証券	2,392,783
関係会社株式	2,743,905
関係会社出資金	390,200
関係会社長期貸付金	594,071
役員保険積立金	229,485
前払年金費用	737,582
繰延税金資産	753,767
長期預金	700,000
その他	912,988
貸倒引当金	△29,075
<b>資産合計</b>	<b>38,609,952</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
支払手形	12,710
買掛金	1,643,562
未払金	452,034
未払法人税等	482,504
契約負債	2,940,694
短期借入金	2,700,000
賞与引当金	950,000
役員賞与引当金	63,310
その他	514,692
<b>固定負債</b>	
退職給付引当金	654,481
資産除去債務	46,012
その他	29,110
<b>負債合計</b>	<b>10,489,112</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	
資本金	4,158,000
資本剰余金	4,616,989
資本準備金	4,603,500
その他資本剰余金	13,489
利益剰余金	24,938,923
利益準備金	581,208
その他利益剰余金	24,357,714
別途積立金	17,000,000
繰越利益剰余金	7,357,714
自己株式	△5,825,821
<b>評価・換算差額等</b>	<b>160,961</b>
その他有価証券評価差額金	119,227
繰延ヘッジ損益	41,734
<b>新株予約権</b>	<b>71,786</b>
<b>純資産合計</b>	<b>28,120,839</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>38,609,952</b>

# 損益計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	30,052,646
売上原価	17,697,562
売上総利益	12,355,084
販売費及び一般管理費	10,225,295
営業利益	2,129,788
<b>営業外収益</b>	
受取利息	747
有価証券利息	7,446
受取配当金	26,160
為替差益	90,057
投資事業組合運用益	14,446
業務受託料	47,974
不動産賃貸料	24,156
その他	66,210
	277,200
<b>営業外費用</b>	
支払利息	16,556
自己株式取得費用	16,748
支払補償費	110,000
その他	1,477
	144,782
<b>経常利益</b>	2,262,207
<b>特別利益</b>	
固定資産売却益	19,552
<b>特別損失</b>	
固定資産処分損	1,170
投資有価証券評価損	57,974
<b>税引前当期純利益</b>	2,222,615
法人税、住民税及び事業税	760,000
法人税等調整額	△77,802
<b>当期純利益</b>	1,540,418

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年11月17日

株式会社東陽テクニカ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 登樹男

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 酒井 博康

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東陽テクニカの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東陽テクニカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び查閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月17日

株式会社東陽テクニカ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 登樹男  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 酒井 博康

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東陽テクニカの2024年10月1日から2025年9月30日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査業務を担う監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対して事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について説明を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月21日

株式会社東陽テクニカ 監査役会

常勤監査役 滝谷信印  
(社外監査役)  
社外監査役 森川紀代印  
社外監査役 堀之北重久印  
社外監査役 藤原久美子印

## ■ 株主メモ

事 業 年 度 10月1日から翌年9月30日まで

定 時 株 主 総 会 毎年12月

株 主 確 定 基 準 日 (1) 定時株主総会・期末配当金 9月30日  
 (2) 中間配当金 3月31日  
 その他必要があるときは、あらかじめ公告いたします。

株主名簿管理人及び  
特別口座の口座管理機関  
三菱UFJ信託銀行株式会社

同 連 絡 先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
 東京都府中市日鋼町1-1  
 電 話 0120-232-711 (通話料無料)  
 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号  
 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

単 元 株 式 数 100株

公 告 方 法 電子公告

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。

[公告掲載URL <https://www.toyo.co.jp/ir/koukoku/>]

(ご注意)

1.株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則として、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。お手続きの際は、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。

2.特別口座に記録された株主様の株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取り次ぎいたします。

3.未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

## ■ 株式に関するお手続きについて

### 証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> <li>郵送物等の発送と返戻に関するご照会</li> <li>支払期間経過後の配当金に関するご照会</li> <li>株式事務に関する一般的なお問い合わせ</li> </ul>	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電 話 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
<ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外のお手続き、ご照会等</li> </ul>	口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。

### 特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> <li>特別口座から一般口座への振替請求</li> <li>単元未満株式の買取請求</li> <li>住所、氏名等のご変更</li> <li>特別口座の残高照会</li> <li>配当金の受領方法の指定(*)</li> </ul>	特別口座 の口座 管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電 話 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
<ul style="list-style-type: none"> <li>郵送物等の発送と返戻に関するご照会</li> <li>支払期間経過後の配当金に関するご照会</li> <li>株式事務に関する一般的なお問い合わせ</li> </ul>	株主名簿 管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(\*) 特別口座に記録された株式をご所有の株主様は配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

メモ

# 第73期定時株主総会会場ご案内図

会場 ベルサール八重洲 2階 Room B～C

【信金中央金庫の看板が目印です】

東京都中央区八重洲一丁目3番7号（八重洲ファーストフィナンシャルビル内）  
電話（代表）050（3112）0918



日本橋エリアには「ベルサール」が2会場ございます。ご注意ください。

※駐車場の準備はしておりませんので、ご了承のほどお願いいたします。

**UD FON**  
見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。



ミックス  
紙に責任ある森林  
管理を支えています  
FSC® www.fsc.org  
FSC® C013080